



寒川町パートナーシップ宣誓制度(案)について

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和3年10月1日(金) ~ 令和3年10月31日(日)

一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない社会の実現をめざしパートナーシップ宣誓制度を創設します。

このたび、制度の内容をまとめた寒川町パートナーシップ宣誓制度(案)を作りましたので、パブリックコメントを実施し、みなさんのご意見をお伺いするものです。みなさんからお寄せいただいたご意見を反映させながら、制度を創設したいと考えておりますので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

◆定義◆

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、対等な立場で必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいいます。

(2) 宣誓

性的マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二者が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

◆宣誓者の要件◆

宣誓をすることができる者は、次の要件に全て該当するものとします。

(1) 民法に規定する成年に達していること。

(2) 双方が町内に住所を有していること。又は一方が町内に住所を有し、他方が3か月以内に町内への転入を予定していること。(この場合、宣誓をした日から3か月以内に町内に転入したことを証明する書類(住民票の写し等)を提出すること。)

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。

(4) 民法に規定する婚姻のできない続柄(近親者など)でないこと。

ただし、パートナーシップのある二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に宣誓することができます。

※より詳しい内容は裏面をご参照のうえ全体資料をご覧ください。

資料の閲覧方法

「寒川町パートナーシップ宣誓制度(案)」の全体資料は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

◆寒川町ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶二次元コードはこちら



※次の場所でも全体資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎情報公開コーナー・町民窓口課1階総合窓口担当/2階相談・人権担当(町民相談室)
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)
- ・北部文化福祉会館(北部公民館)・南部文化福祉会館(南部公民館)・健康管理センター
- ・寒川町民センターおよびセンター分室・寒川総合図書館

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに後日公表します。その際、住所や名前・団体名等は公表しません。ご意見に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

担当 寒川町役場町民部
町民窓口課 相談・人権担当

住所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111 (内線)474
FAX 0467-74-2833

ご意見をお聞かせください。

「高座」のころ。

高座郡さむかわ

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

- ①郵送:町民窓口課宛てにご郵送ください。
- ②FAX:0467-74-2833
- ③メール:soudan@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メール二次元コードはこちら



④担当課へ持参

受付時間:土日を除き、

8時30分~17時15分まで

場所:寒川町役場本庁舎2階
相談・人権担当(町民相談室)

(記入事項)

以下の項目をご記入ください。意見書の様式は、書面・メールとも任意で構いません。

「寒川町パートナーシップ宣誓制度(案)に対する意見」と明記のうえ、

- ①氏名(団体等の場合は名称)
- ②住所(町外在住の方は勤務先・通学先を併せて記入願います。)
- ③制度(案)に対するご意見

※電話または来庁による口頭での申出は受け付けません。

(募集期間)

令和3年10月1日(金)

~ 令和3年10月31日(日)